第九十六条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　先端的な科学技術を活用した社会資本整備に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導の企画及び立案並びに調整を行うこと（地球温暖化対策に係るものに限る。）。

第九十七条中「並びに」の下に「グリーンイノベーション研究官、」を加える。

第九十九条の次に次の一条を加える。

（グリーンイノベーション研究官の職務）

第九十九条の二　グリーンイノベーション研究官は、命を受けて、先端的な科学技術を活用した社会資本整備に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（地球温暖化対策に係るものに限る。）をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十一号

海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第十一条第二項の規定に基づき、海難審判所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

海難審判所組織規則の一部を改正する省令

海難審判所組織規則（平成十三年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表門司地方海難審判所の項中「福岡県糸島郡」を「糸島市」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「測図部　地理調査部　地理空間情報部」を「地理空間情報部　基本図情報部　応用地理部」に改める。

第二十一条中「三課」を「四課」に、「国際交流室　地理空間情報企画室」を「国際課　地理空間情報企画室　防災推進室」に改める。

第二十二条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「国際交流室」を「国際課」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第二十六条（見出しを含む。）中「国際交流室」を「国際課」に改める。

第二十八条を次のように改める。

（防災推進室の所掌事務）

第二十八条　防災推進室は、国土地理院の所掌事務に関する防災に係る事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる（防災企画官の所掌に属するものを除く。）。

第二十九条第十一号中「測図部」を「基本図情報部」に改める。

第三十六条第五号中「測図部」を「基本図情報部」に改める。

第三十七条から第五十条までを削る。

第五十一条第一号を次のように改める。

一　地理空間情報の収集及び処理並びに利用の推進に関すること。

第五十一条第三号を削り、同条第二号中「地図及び空中写真の数値化並びに地図等の数値化情報の収集及び処理並びに画像処理」を「地理空間情報」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　地理空間情報のうち、地図及び空中写真の整備及び利用の推進に関する総括に関すること。

第五十一条第四号から第二十号までを削り、同条第三号の次に次の八号を加える。

四　電子国土に関する情報通信システムの開発及び運営に関すること。

五　電子国土、クリアリングハウスその他に関する情報通信システムを利用した地理空間情報の検索及び提供に関すること。

六　第一号及び前二号に掲げる事務に関する調査及び研究に関すること。

七　地理空間情報の管理及び提供に関すること。

八　地理空間情報の刊行、供覧その他の一般の利用に関すること（総務部、応用地理部及び測地観測センターの所掌に属するものを除く。）

九　測量法の施行に関する事務のうち、基本測量及び公共測量の測量成果の複製及び使用の承認に関すること。

十　地理空間情報の原版の保管に関すること。

十一　地図作成及び地理に関する資料の保管に関すること。

第五十一条第二十一号中「地図及び空中写真の調製並びに地図等の数値化情報の収集及び処理」を「地理空間情報の収集及び処理並びに利用の推進」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第二十二号中「地図及び空中写真の調製並びに地図等の数値化情報の収集及び処理」を「地理空間情報の収集及び処理並びに利用の促進」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第二十三号を同条第十四号とし、同条を第三十七条とする。

第五十一条の二を第三十八条とする。

第五十二条中「業務課　基盤地図情報課」を「企画調査課　情報企画課　情報サービス課」に改め、同条を第三十九条とする。

第五十三条（見出しを含む。）中「業務課」を「企画調査課」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　地理空間情報の収集及び処理並びに利用の推進に関すること（情報企画課及び情報サービス課の所掌に属するものを除く。）。

第五十三条第三号から第五号までを削り、同条第二号中「地図及び空中写真の数値化並びに地図等の数値化情報の収集及び処理並びに画像処理」を「地理空間情報」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　地理空間情報のうち、地図及び空中写真の整備及び利用の推進に関する総括に関すること（情報企画課の所掌に属するものを除く。）。

第五十三条第三号の次に次の一号を加える。

四　第一号に掲げる事務に関する調査及び研究に関すること。

第五十三条第六号を同条第五号とし、同条を第四十条とする。

第五十四条から第五十六条までを削り、第四十条の次に次の二条を加える。

（情報企画課の所掌事務）

第四十一条　情報企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地理空間情報の収集及び処理並びに利用の推進に関すること（地方公共団体その他の関係者との連携に関することに限る。）。